

## 入札公告(説明書)

令和4年10月31日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社  
室蘭管理事務所長 泉頭 昇

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 東日本」という。)が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

### 第1 基本事項(調達手続の概要)

- |                |  |
|----------------|--|
| 1-1. 契約件名      | 室蘭管理事務所管内灯油供給単価契約  |
| 1-2. 契約責任者     | NEXCO 東日本 北海道支社 室蘭管理事務所長 泉頭 昇  |
| 1-3. 契約担当部署    | NEXCO 東日本 北海道支社 室蘭管理事務所 総務<br>(住所) 〒050-0055 北海道室蘭市崎守町3 1 6 - 3<br>(TEL) 0143-59-2540<br>(Mail) <a href="mailto:ki-o-muroran@e-nexco.co.jp">ki-o-muroran@e-nexco.co.jp</a> |
| 1-4. 競争契約の方法   | 一般競争入札方式   |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型)  |
| 1-6. 入札の方法     | 郵送入札(書留郵便等)<br>(普通郵便、持参による提出は受け付けない。書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。以下同じ)   |
| 1-7. 落札者の決定方法  | 自動落札方式   |
| 1-8. 単価表の提出    | 必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと  |
| 1-9. 入札保証      | 不要   |
| 1-10. 契約保証     | 不要   |
| 1-11. 契約書の作成   | 必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと  |
| 1-12. 契約図書     |  |
- (1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者(以下「競争参加希望者」)及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- |              |   |
|--------------|---|
| ①入札公告(説明書)   | 本書  |
| ②標準契約書       | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【購入契約書(単価契約)】を使用すること             |
| ③入札者に対する指示書  | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【入札者に対する指示書[郵送入札]《購買等契約》】を使用すること |
| ④仕様書         | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/</a>     |
| ⑤金抜設計書       | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/</a>     |
| ⑥競争参加資格確認申請書 | 様式1のとおり   |
| ⑦入札書         | 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり  |
| ⑧単価表         | 上記⑤の金抜設計書を基に入札者に対する指示書様式3により作成する  |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑥に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和 4 年 10 月 31 日 (月) から令和 4 年 11 月 21 日 (月) まで  
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること

## 第 2 調達手続に付する事項 (調達概要)

### 2-1. 調達概要

- (1) 調達品名及び予定数量 白灯油 (JIS 1 号) 29,000 リットル  
※予定数量は購入数量を保証するものではない。
- (2) 調達仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者 (以下「入札者」) は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書 (以下、「申請書」という。(様式 1))」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日 (記 3-3 に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。) において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条 (入札者に対する指示書 [2] を参照のこと) の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) において、NEXCO 東日本から「地域 1 (北海道支社が所掌する区域)」において、取引停止措置を受けていないこと (NEXCO 東日本が「地域 1 (北海道支社が所掌する区域)」において講じた取引停止措置期間 (期首及び期末の日を含む) との重複がないこと)。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和 50 年法律第 96 号) 第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (4) 発注者が指定する納入場所に、給油タンクを満たす量の納入をすることができること。
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の② (1) の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等 (同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等 (会社法施行規則 (平成 18 年

法務省令第 12 号) 第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員 (以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人 (以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。) を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

**【役員 の 定義】**

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
  - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社 (合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員 (同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

**【管財人の定義】**

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合 (共同企業体を含む。) とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 (同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。)

3-2. 競争参加資格確認申請書等の作成

(1) 入札者は、次に示す申請書及び入札書を作成しなければならない。

申請書及び入札書 (様式)	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書 [6] [3] ①を参照のこと
石油販売業開始届出書の写し	◇記 3-1 (3) に示す届出書の写しを提出すること。(受付済印を押印したもの)
納入 (給油) 可能証明書 (様式 2)	◇様式 2 を頭紙とし、営業所の所在地や配達エリア等が確認できるものとして、営業所等一覧表 (様式自由) を添付すること。
入札書 (入札者に対する指示書様式 1)	◇金額は総価とし、業務に関する一切の費用を含めた額を記載すること ◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [9] を参照のこと
単価表 (入札者に対する指示書様式 3)	◇記載にあたっては、入札者に対する指示書 [10] を参照のこと

(2) 入札者は、申請書及び入札書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

《入札者に対する指示書 [11] 抜粋》

- ① 封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんしてください。
  - (1) 「入札書」
  - (2) 「単価表」(出力書面)
- ② 上記①で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
  - (1) 『入札書在中』
  - (2) 当該購買等の入札公告(説明書)に示す「件名」
  - (3) 「入札者名」(入札者が法人である場合は法人名のみで可)
- ③ 上記①で封かんした封筒と、次に示す書類を別の封筒にすべて入れて封かんしてください。
  - (1) 「競争参加資格確認申請書」
  - (2) 「石油販売業開始届出書の写し」
  - (3) 「納入(給油)可能証明書」
- ④ 上記③で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
  - (1) 『入札書類在中』
  - (2) 当該購買等の入札公告(説明書)に示す「件名」
  - (3) 「入札者名」(入札者が法人である場合は法人名のみで可)

### 3-3. 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書等を提出しなければならない。

- ①提出期間 入札公告日から令和4年11月21日(月)16時00分まで
- ②提出場所 上記1-3「契約担当部署」
- ③提出方法 書留郵便等(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受付けない。提出期限までに必着のこと)
- ④提出書類 上記3-2(2)で作成した申請書及び入札書が封かんされた封筒

### 3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和4年11月24日(木)

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

## 第4 開札・落札者の決定

### 4-1. 開札の日時及び場所

(1) 開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①開札執行日時 令和4年11月28日(月)11時00分
- ②開札執行場所 NEXCO 東日本 北海道支社 室蘭管理事務所 会議室

### 4-2. 落札者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

## 第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

## 5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ①受付期間 入札公告日から令和4年11月11日（金）16時00分まで
- ②受付場所 上記1-3「契約担当部署」
- ③受付方法 質問書面（様式自由）を、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受けない。受付期間内必着のこと）。

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

- ①回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ②回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する。  
⇒ [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service/](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 入札の無効 入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

## 5-4. 支払条件

購入契約書（単価契約）第12条に基づき請求することができる。

## 5-5. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。